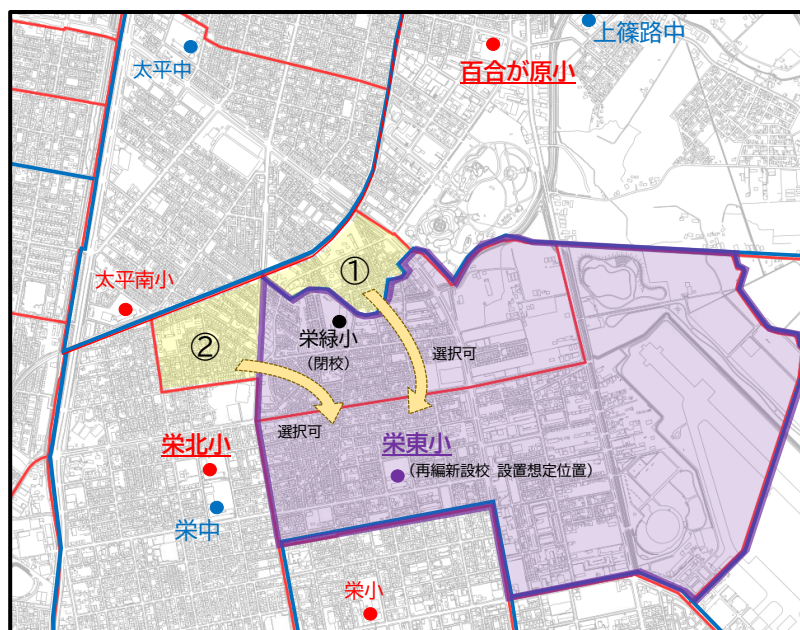


これまでに各委員から挙げられた意見、地域・保護者から寄せられた意見を踏まえて、この学校配置検討委員会において考える「統合後の望ましい通学区域」について協議する。

これまでの意見としては、「取組案のとおり栄緑小が無くなった場合には、現栄緑小の通学区域である①北区百合が原1～3丁目と②北50条、北51条東5丁目～7丁目のエリアは、統合後の学校(現栄東小の敷地)よりも近い学校に通学できるように配慮が必要」といった内容が多い。

## 通学区域(案)



|     | 該当住所                     | 選択可能な小学校              |
|-----|--------------------------|-----------------------|
| 区域① | 百合が原1～3丁目                | ・百合が原小(指定校)<br>・統合新設校 |
| 区域② | 北50条東5～7丁目<br>北51条東5～7丁目 | ・栄北小(指定校)<br>・統合新設校   |

### 【凡例】

- :現在の小学校通学区域
- :現在の中学校通学区域
- :統合後の小学校通学区域(案)
- :指定変更区域(案)

- ・紫色の区域が統合後の児童の通学区域案
- ・学校統合に併せて、現栄緑小の通学区域の一部（上図①②のエリア）を、百合が原小と栄北小の通学区域に編入する。
- ・当該エリアの児童は、①であれば百合が原小、②であれば栄北小に通学することになるが、在学中の児童への配慮から、統合新設校への通学を選択できる指定変更区域(※)として設定する。
- ・指定変更区域については、年限を設定することなく、設定後数年間の動向を見て、継続・廃止を別途検討する。
- ・通学距離は、どのパターンの場合も、札幌市の徒歩通学の目安である2kmを超過しない。

※ 指定変更区域 … 個々の「地域的」な諸事情により、指定校のほかに隣接する別の学校を選択して通学することができる区域。

注) 本資料は、学校配置検討委員会（以下「検討委員会」といいます。）において「統合校の望ましい通学区域」を検討するためのものであり、通学区域の協議結果については、検討委員会が最終的にまとめる意見書に盛り込んでいただく予定です。

最終的な統合校の通学区域は、検討委員会の意見書の内容を参考としつつ、「札幌市通学区域審議会」における審議を経て、「札幌市教育委員会会議」において正式に決定します。